

特別償却の付表(二十一)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

建替え病院用等建物の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (旧措法45の2③、68の29③)			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
建替え病院用等建物の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備			
建替え病院用等建物の名称	2						
同上 の 所 在 地	3						
取 得 等 年 月 日	4	平 · ·	平 · ·	平 · ·			
事業の用に供した年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·			
取 得 價 値 額	6	円	円	円			
基 準 取 得 價 値 額 割 合	7	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$			
基 準 取 得 價 値 額 (6) × (7)	8	円	円	円			
特 別 償 却 率	9	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$			
特 別 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金			
適 用 要 件 等	12						
用途を廃止する建物・建物附属設備の名称							
地 方 厚 生 局 長 の 証 明 年 月 日	13	平 · ·	平 · ·	平 · ·			
その他の参考となる事項	14						

特別償却の付表（二十一）の記載の仕方

1 この付表（二十一）は、青色申告法人が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第45条の2第3項《建替え病院用等建物の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成23年6月旧措置法第68条の29第3項《建替え病院用等建物の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、建替え病院用等建物の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した建替え病院用等建物については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「建替え病院用等建物の種類1」は、その建替え病院用等建物が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

3 「建替え病院用等建物の名称2」には、例えば「第3〇〇病棟」等のように建替え病院用等建物に該当する資産の名称を記載します。

4 「取得価額6」には、建替え病院用等建物の取得価額を記載します。

ただし、その建替え病院用等建物につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

5 「償却・準備金方式の区分11」は、その建替え病院用等建物につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

6 「地方厚生局長の証明年月日13」には、対象資産が厚生労働大臣の定める基準（平成15年厚生労働省告示第146号）に該当する旨の租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第20条の17第6項に規定する証明書の証明年月日を記載してください。

7 「その他参考となる事項14」には、適用対象法人及び建替え病院用等建物に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。